

上士幌町地域自立支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 障がいのある人が自らの意思に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とし、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、上士幌町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域生活支援事業の実施及び評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業の機能の強化に関すること。
- (6) 障がい福祉計画の具体化に向けた協議、提言に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障がいを理由とする差別の解消の推進等に関すること。
- (8) その他協議会が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 協議会は、委員13名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス関係者
 - (2) 保健、医療、福祉関係者
 - (3) 教育、雇用関係者
 - (4) 障がい者関係団体
 - (5) 障がい者等及びその家族
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、全体会議、個別支援会議、専門部会で構成する。

- 2 全体会議は、委嘱を受けた委員で構成し、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 全体会議は、過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(個別支援会議)

第6条 個別支援会議は、個別事例についての情報交換や支援策の協議、調整等を行う。

2 会長の認める保健、福祉、医療、教育等に関する実務を担当する者で構成し、必要に応じて開催する。

(専門部会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、全体会議委員、実務担当者等で構成する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の委員及び部会員は個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、最初に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行する。